

第 6 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議録

【日 時】 平成 1 5 年 6 月 2 7 日（金） 午後 2 時～午後 4 時 3 1 分

【場 所】 本川村プラチナ交流センター大ホール

【出席者】

協議会委員

	伊野町	吾北村	本川村	高知県
首長	塩田 始	小松 保喜	山中 安夫	
助役	上田 周五	和田奨四郎	(欠員)	
議会議長	畑山 博行	黒石 利武	和田 公靖	
議会議員	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂	
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅	
	土居 豊榮	筒井 幹夫	中平由美子	
学識経験者	西川かず子	川村 奈央	曾我部義晴	隅田 明
	(欠席)長崎讓	細川 治雄	山中 治	
	片岡 幹夫	岡林 富男	森川 森次	
	岡 健市	筒井 静一	中平 一三	
	土居美代子	弘瀬 和子	山中千代子	
	佐藤 廣志	北川 一海	伊東 誠	
	山本 高裕	(欠席)岡田桂	川村 明人	

幹事会

岡林 正憲	筒井 正典	松本 健市
-------	-------	-------

事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳	土居内淳一
天野 里香	北川 博章	上田 太久	津野 加奈

監査委員

伊野町	吾北村	本川村
小松 成喜	山田 裕	岡林 弘

高知県

市町村合併支援室
岡 里香

傍聴人

1 4 人（うち報道関係者 1 人）

【欠席者】

長崎 讓	岡田 桂
------	------

【 1 開会 午後 2 時】

本山事務局長：第 6 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の開会を宣告。

開会の挨拶を塩田会長が申し述べ、後の進行させていただくのでよろしく願います。

【 2 会長挨拶】

会長：はや合併も第 6 回目の協議会となった。本川村の住民の皆さんが熱心にこの協議会を傍聴して下さることにお礼を述べる。

伊野と吾北と本川、じっくり考えてみると大きな町になるなという実感がある。県都高知市と西条市を結ぶ、県内でも高知市と県外を結ぶ町はない。今、協議している中でもない。その中で吾北村においては 1 9 4 号線と 4 3 9 号線足して 6 3 3、6 3 3（むささび）の里とか、いろんな取り組みを行っている。伊野町にも 3 3 号線といった国道がある。足すと 6 6 6、今日は 6 月の第 6 回目の協議会、何度か 6 という数字がよく出てくるが、ルート 6、6 をルートで書くと 2 . 4 4 9 4 9 「によよくよく」といって習ったことだが、「煮よよくよく」よくよく煮いてください、要するに議論を煮詰めてくださいといった数字ではないかと思うところである。

今、3 つの小委員会に議案を付託しているところである。新しい町名についても皆さま方もよく煮詰めていただいて、また、町民村民の方々からのアンケートをいただいて新しい町の名前が平仮名で「いの町」と決めていただいた。

また、新しいまちづくり、将来の新構想についても 3 , 0 0 0 人にアンケートを配布して、そのうち約 1 , 1 0 0 名の方から回答いただき、そのご意見を十分尊重して新町構想の小委員会の方が構想を練ってくださった。つまり町民、村民の皆さん方の意見を十分煮詰めて今日の会に望んでいただいております。

もう 1 点、議員の定数等に関する小委員会についても、まだこれから詰めていきたいという委員長の話があり、今日この場でご報告があるようだが、今日も十分議論を煮詰めていただきたいと思いますと思い開会の挨拶を申し述べる。

会長：委員の欠員について報告

当協議会の行政側委員としてご活躍くださっておった、本川村山中幹夫助役さんが平成 1 5 年 6 月 1 日をもってご勇退され、その後、都合により本日現在、本川村助役が空席となっている。したがって、本日の協議会は委員 1 名欠員となっていることを報告する。

会長：議会議員の定数と任期に関する公開質問状及び要請書の取扱いについての報告

議題に先立ち、6 月 1 1 日付で、いの町まちづくりを考える仲間の集いの皆さんから「新町の議会議員の定数と任期についての公開質問状」が、また 6 月 2 6 日付で、伊野町区長連合会から「要請書」が提出されている件について、ご報告する。

皆さまのお手元に写しをお配りさせていただいているが、まず「新町の議会議員の定数と任期についての公開質問状」の件については、議員定数等小委員会正副委員長とも協議のうえ、6 月 2 3 日付で、その取扱いについてのお返事を出させていただいている。また、「要請書」については、昨日午後提出された。両者ともに 3 町村の合併を真摯に考えてくださってのご意見であろうと受け止めている。

そこで、この公開質問状を受けての小委員会としての今後の会の持ち方などについて

て、黒石委員長さんから報告をお願いしたいと思う。

黒石委員長さん願います。

黒石委員長：議員定数等検討小委員会の協議内容を報告すると同時に、この席で皆さま方にお願ひがあるので、報告とお願ひを兼ねて行う旨、申し述べる。

第4回小委員会を平成15年5月31日の土曜日、台風の通過する中、伊野町のすこやかセンターで多くの方に傍聴いただいている中で開催をした。

小委員会の委員の意見は、住民の声を聴いて判断したいとの意見が多く、継続審議とした次第である。その後6月11日に、いの町まちづくりを考える仲間の集いの皆さま方から、合併協議会長宛に小委員会と討論会をしたい旨の公開質問状の提出があり、緊急に6月16日午後4時から小委員会の委員の皆さまにお集まりいただき、取扱いを協議したところ、公開質問状の趣旨を広義に考え、合併についての住民の高まりは好ましいし、委員として住民に対する説明の不足並びに住民の知る権利を尊重する観点から、公開検討会（討論会）を実施した方がよいとの意見と、小委員会に付託を受けている内容が議員の定数と任期及び選挙区設置の有無の内容からして、小委員会の立場を慎重に考慮し、公開討論会に望むに当たっての権限と責任の有無並びに小委員会の結論がでていない状態で、質問に対する返答の責任の所在が不明確であるという観点から、実施を慎むべきとの意見が出された。

吾北村及び本川村では、7月に部落長会を開く計画があるので、これらの意見も参考にしながら慎重に協議したいので、議員定数等検討小委員会の結論については当分の間、時間をいただきたい。以上。

会長：この議員定数等の問題については、住民の皆さま方の関心も非常に高い協議事項である。黒石委員長さんから、ご報告のとおり今後の協議については、それぞれの町村で今、住民説明会を予定してるが、そういった場などで、住民の皆さまに様々なご意見をお伺いしたうえで、小委員会としての考え方を取りまとめていただきたいというふうに考えているが、どうか。十分に小委員会で議論していただくということでどうかお諮りする。

委員：異議なしの声

会長：異議なしと認め、小委員会の委員の皆さまには大変ご苦勞をおかけすることになると思うが、引き続き調査検討していただきたいと考えるのでよろしくお願ひ申し上げます。

会長：吾川郡と土佐郡の二つの郡にまたがる合併についての制度説明

続きまして、前回協議会で中平一三委員さんからご質問のあった、吾川郡、土佐郡の両郡にまたがる合併に関する制度等について、合併支援室長がおいでしているので説明していただきたいと思う。隅田室長に願います。

隅田室長：前回のご質問についてのお答えをさせていただきます。

郡をまたがる合併の組み合わせというものもあり、郡の区域については地方自治法第259条に規定がある。郡の区域を変更する場合には、県知事が県の議会の議決を経てこれを定めて、総務大臣に届けるということになっている。決定は県議会ということになる。

届け出があって、実際の手続き的にはこの合併についての申請を審議する議会で、併せて郡の区域の決定を行っていくということが、通例の進め方ではないかという

ふうになっている。

会長：ありがとうございました。

会長：町名変更に伴う諸手続について

続いて、もう1点質問のあった町名変更に伴う諸々の手続きについて、調査の終わっている範囲で中間報告を事務局に説明を求める。

上田推進班員：事務局より町名変更にかかる諸々の手続きについて中間報告を行う。

現在、各関係機関に問い合わせをしているが、中平委員さんからご質問のあった運転免許証、登記簿等の変更にかかる手数料については、自動車運転免許証については、現在警察庁の方に紹介をしており回答がまだ戻ってきてない。また、登記簿等の変更については、伊野町、吾北村及び本川村を「いの町」と読み替える規定があるので（不動産登記法第59条）、変更の手続きは必要ない。ただし、登記簿の記載が旧の伊野町、吾北村及び本川村のままでは差し支えがある所有者の方は、住所の変更登記（登録免許税は非課税）を申請できる。また手数料については全額必要ないという回答である。

この他にも数十件の項目に関して、問い合わせをしているが、回答が戻り次第順次皆さまにお知らせをするとともに、協議会だよりへ掲載し、住民の皆さまにもお知らせする予定である。以上で中間報告を終わる旨、述べる。

会長：ありがとうございました。ただ今2点隅田室長さん、事務局の方からご報告申し上げたが、何か質問はないか問う。

委員：なしの声

会長：その他のことについては、調査が終わった時点で、順次皆さまに報告をしていくように、事務局に願います。

【3 会議録署名委員の指名】

会長：井上敏雄君（伊野町）、森川森次君（本川村）を指名し、願います。

【4 議題】

会長：本日の出席委員は、39名中37名で、委員の過半数以上の皆様に出席していただいております。伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第10条第1項の規定により協議会が成立していることを宣言する。

同規約第10条第2項の規定により、協議会の会議の議長は会長が務めることを了承願う。

《報告事項》

議長：議題に入る。

議長：小委員会報告第2号 「新町将来構想策定小委員会報告について」

2月18日開催の第2回協議会において、新町将来構想策定小委員会へ諮問し協議をお願いしておいた事案について、伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程第7条の規定に基づき、岡委員長さんから報告を求める。

岡委員長：平成15年2月18日に諮問された事案について、伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程第7条に基づき、報告する。

別紙1の新町将来構想検討経過により報告する。

2月28日には、第1回の小委員会を開催し、3町村が策定する振興計画の説明を受けた後に、まちづくりに関して意見交換を行った。

3月25日には、3町村の現状視察を行ない、それぞれの取り組みや課題などについて勉強した。

4月21日には、第2回の小委員会を開催し、事務局から示された案をもとに、新町将来構想の協議を行った。協議の中で、事務局から示された案は、綺麗にまとまっているが、平面的で合併後の新しい町の姿が見えてこないといった意見が委員からあり、このため、5月13日に開催した第3回の小委員会では、「合併後10年以内にこれだけは実現したいこと」などについて各委員が意見を出し合って議論を深めた。

5月30日には、第4回の小委員会を開催し、第3回での協議内容や各委員の個別ヒアリング、住民アンケートの結果などを踏まえた修正案が事務局より示されたので、これをもとに協議を行った。

6月16日には、小委員会の開催に先立って、PHP研究所の荒田先生を講師にお迎えして、まちづくりに関する研修会を行なった。小委員会では、協議会に報告するため、新町将来構想の最終確認を行った。検討経過については、以上。

次に、新町将来構想の小委員会案についてご報告させていただく。構想の中身については、協議第22号で、事務局から詳細な説明があるので、ここでは、将来構想の骨子のみをご報告させていただく。

新町の将来像を、“豊かな自然と心に出会えるまち・いのち - 緑のダムと清流を後世の子どもたちに - ”と掲げ、この将来像を実現するために「まちづくりの基本理念」を4つ定めた。さらに、3つの新町における施策展開の考え方を踏まえて、「生活・環境」「安心・健康」「産業振興」「文化・教育」「連携・協働」の5つの分野において、新町づくりの基本的方向を定めた。

「ゾーニングと土地利用」については、新町を大きく2つのゾーン4つのエリアに区分し、土地利用の基本的方向を定めた。

「新たなまちづくりのための新町の公約」では、合併後の新しい町の姿がイメージできるように理念的な記述をできるだけ少なくしている。また、住民の皆様にも、新町において重点的に取り組んでいく施策を具体的にお示しする意味から、諮問をいただいた「重点プロジェクトの推進」という表記を「新町のまちづくりのための公約」と改めさせていただき、5つの分野で計21の項目を公約として掲げさせていただいた。

以上、簡単であるが、小委員会で策定した新町将来構想の報告を終わらせていただく。

議長：岡委員長さんから経過と新町将来構想の骨子についての報告があり、詳細については後ほど事務局の方から説明するといった報告もあったが、委員長の報告について何かご質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：小委員会報告第2号「新町将来構想策定小委員会報告について」の委員長報告を終わる。

《協議事項》

議長：協議事項に入る。

協議第22号「新町将来構想の策定について」事務局から説明を求める。

土居内計画班長：新町将来構想策定小委員会報告の新町将来構想の案に戻って構想の中身について説明する。

1．新町の将来像の説明

将来像は、合併後の新しいまちの目指すべき方向性を示すものである。

この3町村が織りなす豊かな自然、そして、こころのつながりやふれあいを大切にする中で育まれてきた心の豊かさを、後世の子どもたちに残し、地域に住む誰もが誇りに思えるような「まち」を創っていかなければならない。このため、合併後の新町の将来像を「豊かな自然と心に出会えるまち・いの - 緑のダムと清流を後世の子どもたちに - 」と掲げている。

2．まちづくりの基本理念4項目の説明

・「豊かな自然環境や地域資源を活かした魅力あるまちづくりを推進します。」

新町においては、自然環境との共生を基本に、自然の保護保全や循環型社会の構築、環境への負荷を軽減した生活基盤の整備等に積極的に取り組むとともに、豊かな自然環境や地域資源を活かした新たな産業づくりや交流人口の拡大などに努めることによって魅力あるまちづくりを進めるというもの。

・「心の豊かさを実感できるまちづくりを推進します。」

新町においては、まちの主役である住民が、人とのふれあいを大切にし、いきいき暮らせることを基本に、住民の連帯意識の醸成や生きがいづくり、人間性や創造性あふれる人づくりなどに努め、真に心の豊かさを実感できるまちづくりを進めるというもの。

・「若者が定住できる魅力あるまちづくりを推進します。」

新町においては、地域で生まれ、育った若者が、地域に残れるよう雇用対策や住環境の整備等に努めるとともに、外部から若者の流入が図られるよう、U I Jターンの促進や高知市のベットタウンとして整備に努めることにより、若者が定住できる魅力あるまちづくりを進めるというもの。

・「住民参画による活力あるまちづくりを推進します。」

新町においては、住民主体の開かれた行政を基本に、行政運営の透明性を高めるとともに、共通の目標に向かって、住民・団体・企業・NPOなどと行政が手を取りあい、携えながら協働し、活力あるまちづくりを進めるというもの。

3．新町における施策展開の考え方3項目の説明

・ソフト交流施策の積極的推進

これまで整備されてきた社会資本ストックを十分活用しつつ、人と人がふれあえるソフト施策を積極的に推進し、併せて、地域の情報を積極的に発信し、新町の魅力をアピールするとともに、広域的な交流活動を積極的に推進するという考え方により新町における施策を展開するもの。

・効果的・効率的な施設の整備

新町全体のさらなる発展に資する施策・事業を推進し、各地域の特色とバランスが図られた施設整備を推進するとともに、各地域の既存施設を可能な限り有効に活用した効率的な施設整備に努め、なお、合併によって想定される公共施設の統合整備等については、新町の財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、住民サービスの利便性の維持や地域バランスを配慮した整備に努

めるという考え方により新町における施策を展開するもの。

・合併による効果を活かした財政計画

新町の財政計画については、過去の実績等を踏まえつつ、健全な財政運営を基本にすえ検討し、この際、財政支出については、合併による効果を活かすため人件費等の削減とともに、住民負担の軽減やサービス水準の向上等に留意する。また、財政収入においては、合併による財政支援制度を有効に活用し、効率的な公共基盤整備や住民の生活や行政サービスの拡充などに努めるという考え方により新町の施策を展開するもの。

4．新町づくりの基本的方向の5項目について主要施策等も交えて説明

【生活・環境】自然を守り快適で安全なまちづくり

主要施策として、自然・歴史的環境の保全、「緑のダム」づくりと治山・治水、防災対策などの10項目を掲げている。

【安心・健康】安心とやさしさ健康福祉のまちづくり

主要施策として、健康づくりの推進、保健・医療の充実などの5項目を掲げている。

【産業振興】多彩な産業が展開され活力あるまちづくり

主要施策として、農林水産業の振興、工業の振興など5項目を掲げている。

【文化・教育】人や文化を育み心豊かなまちづくり

主要施策として、学校教育の充実、生涯学習の推進など6項目を掲げている。

【連携・協働】住民と行政の連携・協働によるまちづくり

主要施策として、コミュニティの育成、男女共同参画の促進など4項目を掲げている。

5．ゾーニングと土地利用についてゾーニング図を参照にしながら説明

ゾーニングについては、日常生活圏、歴史的経緯、今後の地域整備の方向性等を考慮し、各地域の特性を活かして整備していくために、地域を区分するもので、新町においては、大きく2つのゾーン（都市・田園ゾーン、山間ゾーン）、4つのエリア（市街地エリア、里山エリア、清流・山村エリア、山地・森林エリア）に区分するとともに、3箇所の拠点地区を位置づけ、計画的な土地利用を促進することとしている。

土地利用の基本的方向について、4つの各エリアについてその特性を踏まえた施策、事業の取り組みを説明。

6．新たなまちづくりのための新町の公約の説明

住民の皆様は、新町において重点的に取り組んでいく施策を具体的にお示しするという意味から、諮問をいただいた「重点プロジェクトの推進」という表記を「新町のまちづくりのための公約」と改めたこと、この公約以外にも、新しい町として新たに取り組むべき様々な施策や事業があるが、ここでは、重要なものを公約として挙げることにし、それ以外のものについては、建設計画の主要施策の中で記載していくよう考えていること等申し述べ、各公約の説明をする。

この将来構想は、建設計画の中にそのままの形で盛り込まれることになり、建設計画については、県知事への協議を行う必要があるため、その際に、記載内容について修正すべき旨の意見があれば、その都度、協議会にかけて、修正して、公約などについては、建設計画を協議する中で、必要に応じて追加・修正して参りたいと考えている。

また、建設計画に盛り込む将来構想以外の項目としては、新町の概況や合併の効果、新町づくりの施策・主要事業、新町における県事業の促進、財政計画などを予定しているので、まとめ次第、協議事項として挙げさせていただくことを考えている。

議長：質問はないか問う。

浜田孝介：新町将来構想策定検討については、小委員会が5回にわたる作業を続けていただき、本日成案が提出された。新町将来構想づくりは最も重要事項であるというふうに思っている。その重要事項であるということに鑑み、あえて意見を述べ、かつ質問をさせていただく。誤解を招かないようにあえて申し上げるが、決してけちを付けるとかいう気は毛頭ない。将来構想の重要性を再認識する非常に重要な機会であるという立場に立って、意見、質問をさせていただく。

新町将来構想の作成の必要性、目的について再認識をしたいと思うので簡単にお答えをいただきたい。

非常に穏やかな優しい新町の将来を構想しているというような感じを抱いた。多少荒々しい活力のあるようなダイナミズムを多少は望んでいたが、そういうものを感じ取れないが、こういうところにちゃんとあるというところがあれば、参考までに教えていただきたい。

構想の作成は、どこの場合もだいたいこのようなものだと思っている。逆に時間とマンパワーを考えれば、非常によくできたまとまったものになっているなあという気はしている。ただ、小委員会の委員長報告にもあったように、平面的で新町の姿が見えないという意見が当初あって、そういう観点からいろいろ検討をしたということだが、全く同感である。ただ、率直な感想は、誰に向かって書いてあるのかわかりづらい。もっと住民に向かって語りかけているようなやり方がよかったんじゃないかという気もしているがどうか、見解を伺いたい。

将来構想であるのでやむを得ないと思うが、非常に総花的で核となるような理念が読みとれなかった。新町では、いろいろある中で限られた中心的な構想を突破口にして進んでいくと、そうすることによって他のいろいろな課題も解消していく方向に持っていくという、戦略的・中心的な核があればよかったなあというふうに思う。こういう観点についての見解を伺いたい。

施策の展開という面で、ハードからソフトへというシフトが感じられる。費用対効果というコスト意識も織り込んだ施策の展開を取り入れる必要があるということが感じられて、この点は非常に好ましい方向かなあというふうに感じた。ただ、今後のことを考えると、もう少しはっきりと公共は絶対的に費用がかかっても損得抜きでこれは担うという部分と、費用対効果をある程度計算してやっていくという部分との峻別がもう少し明確に出てもよかったんじゃないかなあと、或いは逆に言えば、こんなものは公共はやらないよというくらいの基本姿勢をどっかで出してもらえればよかったかなあという気がする。

どこかのコンサルにたたき台を依頼して、それをベースにそれぞれの自治体が自治体に見合った形にたたき上げて、練り上げて作っていくという手法をとられたと思うが、以前に業者の作成したものと見比べたら基本的にはほとんど同じであり、それはそれでいいと思う。お聞きしたい点は、委員会として検討した結果、そのたたき台に独自に付け加えたもの、或いは削除したもの等、何点かあると思うので、主要事項についてそういうものがあればお教えいただきたいと思う。

公約という項目の中は、ほとんどが「推進する」、「努力する」、「目指します」とかいう書き方である。これも基本構想だからやむを得ないという気はする。説明の中では具体的には、建設計画の重要事項としてそこに具体的に織り込むということなのでそれを期待するが、この公約についても現在各自治体が進めていることも必要なのでやるでしょうが、継続するという内容のものがほとんどだというふうに理解をした。ただ、新規なものとして環境ISOの認定を得るといことと、レポートを造るといこととの二つは、今まで聞いたことのないことを具体的にやっさいこうということなのでいいのではないかというふうに思った。

基本構想については、10年間のスパンでやるということになっているので、今はやりのマニフェスト的な、或いはタイムスケジュールを入れた、そういうものがあるってほしかったと思うが、これは実は今の説明でわかった。建設計画にそういう形で是非、織り込んでいただきたいということをお願いをして、私の感想といくつかの質問、今後の要望についてよろしく対応いただきたいと思う。

議長：事務局から説明を求める。

土居内計画班長： について、将来構想は建設計画の構想の中に入るもので、建設計画については、法定協議会で定めるといことになっている。これは合併後の新たな町づくりのために必要な事業について建設計画の中に盛り込まれれば、合併特例債が適用されるということから、各法定協議会では必ずといってよいほど策定をされているものである。住民の皆さまに合併後の町づくりの方向性をお示しするという意味からも非常に重要な部分であるし、その部分を新町の将来構想として中心的な部分を取り出しをして、今回小委員会で検討していただき、策定をしたものである。今後、この方向性をベースに主要施策などを盛り込んでいくという形で建設計画を策定していきたいというふうに考えている。

について、今後10年間を見据えたときに国の動向等非常に厳しいものが想定される中で、若干そういった厳しさが足りないのではないかというふうなご意見もあり、厳しい受け方をしなければならぬ部分も場合によっては必要かとも思うが、将来構想の部分なのでできれば夢のある部分を記載をしていきたいという思いである。現実的に主要事業などを検討する中では、財政計画を立てて検討していくということになるので、そういった中では具体の問題について直面をしながら、主要施策を考えていくということになる。そうした中で、場合によってはこの将来構想の部分についても再度立ち戻って表現方法を見直していくということも出てくるというふうに考えている。

について、どうしても行政が案を出してというふうなことになっているので、住民側から見たときに語りかけがちょっと薄いと感じられる部分があるかもしれない。そういった部分については、表現方法について具体のご意見があればそれにそって内容についてまた見直していきたいというふうに思う。

について、公約を見ていただいてもわかるように5つの基本的な方向にそった形で具体の公約を盛り込むというような形になっている。その中でも具体的に表現をしている部分と、どちらかというとも具体性が少ないというものが中にはある。今後、まちづくりをしていく中で、どれも重要なものであると認識をしているので、そういったものについてはこの中で全て書いていこうというふうなことで記載をしている。そういう意味で若干、たくさん盛り込みすぎているということで核が見えてな

いよというご意見もあろうかと思う。そういった部分については協議会での議論の中でご意見が出されれば、その部分を強調したりとかしながら建設計画を策定をしていきたいというふうに考えている。

について、想定をしていなかったので具体例があればご意見をいただきたい。そういったものについては行政と民間との役割の中で、民間に担っていただきたいと建設計画の中に盛り込むことは可能だと思う。

について、コンサルタントは、(株)ぎょうせいで、2月末時点で第1回目の案が出てきており、それをベースにこの将来構想を作っている。コンサルタントの案をもとに、事務局で追加修正を加え、事務局案という形で新町将来構想策定小委員会の方にお示しをした。小委員会での協議、ご意見を踏まえ、修正をしたものを本日、協議会で案という形でお示しをしている。語句、表現方法については、コンサルタントの原案をいろんな箇所で見直しを行ったので、この場で一つひとつの説明は無理であるので、大きく修正、追加した箇所についてのみ説明させていただく。将来構想の1ページ目、新町の将来像の部分で、コンサルの案では、町村合併に向けて様々なまちづくりの課題を解決し多くの住民の夢や未来、そして希望などが実現した彩りある姿をイメージし、「彩り・未来・夢プラン」というふうな将来像を表していた。あまりにぼんやりしすぎて逆にイメージが湧きづらいのかなということで表現方法を変えている。3町村には豊かな自然とか、心のつながりとかそういったものがあり、それらを非常に大切に今後まちづくりを行って行かなければならないというふうな思いから、将来像を「豊かな自然と心に出会えるまち・いの」というふうに変更をしている。

まちづくりの基本理念の部分では、小委員会の意見として、非常に難しいことではあるが、若者に魅力があるまちづくりをしていかなければ町の活力が失われ、お年寄りだけの町になってしまうというふうなことを非常に危惧した声が挙がっていた。そういうことを踏まえ、「若者が定住できる魅力あるまちづくりを推進します」という項目を追加した。

また、4ページにまちづくりの基本理念をお示ししてあるが、コンサルタントの方は6つの基本的方向ということで柱立てをしていたが、この構成については見直して5つの基本的方向にまとめ直しをして、表現方法についても変更を加えている。12ページの新たなまちづくりのための公約については、コンサルタントの案では、重点プロジェクトの推進として9つのプロジェクトの提案を受けていた。そのどれもが理念的なもので、合併後にいったい何をするのか、何ができるのかというふうな具体がなかなか見えてこないということで、小委員会からのご意見ももう少し合併後に何をするのかというものがきちんとお示しをできたらというふうなご意見があったので、小委員会での議論、或いは住民アンケートの意見などを踏まえて21の公約を掲げさせていただくということになった。

について、表現方法については、もっと強い表現方法でというご意見があれば順次見直すが、10年の計画になるし、今後の財政状況が不透明な状況である。合併は、やはり将来に対する危機管理という意味で取り組むという側面もあるので、全てについて「やります」というふうを書くのは、現実的になかなか難しいという個人的思いもある。ただ、これについては非常に重要なことであるので、もう少しきちんと書ききった方がいいのではないかとのご意見があれば検討していきたいと

いうふうに考えている。

タイムスケジュールについては、10年間の中でどの事業を順番にやっていくのかという部分については、主要施策の中で具体の事業も盛り込んでいくということになる。どれだけの事業をどのように盛り込んでいくかということについては、まだ考え方が整理をされていない。現実的に財政計画を今協議をしている段階で、財政計画に裏付けをされた形で、主要施策、事業を選んでいくということになると思う。

今国の方で三位一体の改革とか様々なことが議論をされているので、そういった中で具体的にどれだけの事業が建設計画の中に位置づけられるのか、位置づけていいのかという部分が、これから議論を深めて行かなくてはならない部分だというふうに考えている。

浜田孝介：丁寧な説明、ありがとうございました。冒頭申し上げたように、この案は、基本的にはよくできているという認識のもとに申し上げているのでご理解願いたい。

具体的なものがあれば提示していただきたいというようなニュアンスの言葉があったので、あえて1点だけ申し上げさせていただく。

基本理念の(3)、若者を定住定着をさせようという課題で、これは非常に重要なことだと思っている。そういう意味で、穏やかで優しい理念も必要だが、もう少しダイナミズムを入れてもいいんじゃないかということを上げた。それは、若者になんとしても定着してもらいたいということ強く考えるからである。そういう意味からするといろいろな施策はあるが、若者がこの地域に定着するには、今の社会ではやはり生活の場、要するに雇用の機会がないとこの地方には定着することができないと思う。もちろん交通手段が発達して、この地域以外にも雇用の場があれば、それは定住しながら通勤できるわけであるけれども、もっと広く考えて、いいものがあれば県外や都会に出て行かなくてもここで定着できるというくらいのもを何か構想して、定着化を図る。それくらいの構想があってもいいんじゃないかというふうに思う。

そういう観点から見ると、6ページに産業振興というところがあるが、これも致し方ないとは思いますが、羅列をされてメリハリが感じ取られなかった。具体的な公約でも13ページの産業振興、「...取り組む企業を支援する」ということも重要なことだが、取り組ますような仕掛けを国や県でなくても町も作っていくというくらいのビジョンがあってしかるべきではないか、そうすることによって雇用の機会が増え、若者が定着していくと、こういうことを私は強く期待しているのであえて具体例としてこういうことで、産業振興についてもそういう切り口から取り組んでいただきたかったということを上上げたいと思う。

筒井幹夫：新町の公約の14ページの文化・教育の欄で、小学校、中学校、高校の連携を図るということがあるが、幼稚園教育、或いは保育の取り組みについての文言があるかないか、あれば別であるが、幼稚、保育についての教育の将来構想ということについての見解を伺いたい。

会長(議長)：文言としては、どこにも幼稚、保育という文言は入ってきてない。ただ、その下段の「子供とお年寄り」といったところでも、一つは読みとれるのではないかと思う。安全・安心の中でも保育とか子育てとかいったものが抜けておるとい

ご指摘だろうと思うが、事務局これは直るのか問う。

土居内計画班長：主要施策の中で具体的にその取り組み等を盛り込んでいくということになるので、そういった部分については公約の中には掲げていないが、主要施策の中に盛り込みをさせていただいて、これは非常に重要なので公約の中に盛り込む必要があるということならば、議論の中で後で公約の中に付け加えるというふうなことで対応したいというふうに考えている。

主要施策の中で、3町村の担当部局との協議もして内容について考えていきたいと考えている。

議長：今日お諮りしようとしているところだが、先ほどの浜田委員のご質問で、若者が定着するような知恵を出すところに対して支援をすとか、そういった文言の記載の方法、また筒井委員の方からあったが、幼保や子育てとかいった、そういった文言が入ったらいいと思うが、いったんこれを認めていただいて、追加といった形になるのか事務局に問う。

土居内計画班長：実際に建設計画の中に入っていくことになるので、将来構想ということでこれでご同意いただければ、後はそのままということではなしに順次内容については、協議の中で戻りながら修正をしていきたいというふうに考えている。

また、県の方の協議もあるので、県の方の視点から見たときに考えが十分でないところがあれば、それについても順次協議させていただき、追加修正させていただきたいというふうに考えているので、先ほどのご指摘のあった部分についても併せて事務局サイドで検討して、公約に盛り込むべき内容に仕上げられるかどうかちょっと検討してみたいと思う。

議長：追加修正を諮っていきたいということは、いったん承認をしておいて、その追加修正については報告事項で、皆さんにお伝えするといった手法であるか事務局に問う。

土居内計画班長：将来構想という形については小委員会からこのご報告を得たもので、これからは建設計画に入ってくることになる。それから将来構想の部分について住民説明会の中でもご説明をさせていただいて、住民の方のご意見も伺う。その中で追加する事項も出てくると思うので、そういった観点で建設計画をまとめていくというふうになる。

議長：先ほど事務局から説明があったとおり、今回の案が最終の案ではない、つまり意見が出たとおり修正が加わる。また住民の皆さま方のご意見のなかで検討した結果、追加をすることがいいとかいった問題があれば、また追加修正をするといったことで、今回のこの案は大きな骨子としての受け止めをしていただければ幸いかと思う。他に質問はないか問う。

筒井幹夫：日本で少子高齢化という問題は、切っても切れない問題だと思う。幼・小・中・高の連携、幼・小の連携もあるわけなので、この幼・保の関係は非常に重要だと認識しているので、是非とも追加、或いは基本理念の中へ幼稚園、保育の関係を挿入していただくようお願いをしておきたいと思う。

議長：事務局も重々認識していると思うので、次回の報告に入るものと認識している。

畑山博行：この案は大変よくまとめてあるが、やはり新しいまちづくりを作るには、我々住んでいる者だけでなく、この町へ住んでいただこうと、そういう方にもアピールすることも必要だと思う。そういう点で、少し文言を付け加えたらどうかとい

うことを気がついたので、自分の考えを述べる。

12ページの公約の中で、産業とか若者の定住もあるが、伊野のまちづくりの方向性というのを言葉だけでなく、もう少し具体的に入れる必要があるんじゃないかと思う。

まず、生活・環境のところでは、「環境ISOの認証を取得する」というのを、はっきり「ISO9001を取る」とかそういう言葉を入れる。それから「仁淀川を守るためには生活排水や工場廃水の浄化を努める」これは「ISO14001を取る」とか、大きな目標を掲げて、10年間で作るものなので、やはり14001の取得というのは自治体として大きな魅力であると思う。やはり県外の方にアピールする、そういうことが必要じゃないかと思っている。

観光協会の設立は絶対必要だと思うが、5月の紙のこいのぼりのイベント時に吾北村、本川村も協力してくださり、いわゆる民間交流ができあがっている。そういうところを県外、町内、いろんなところへアピールするのに、こういうイベントの交流、産業に伴うためには観光協会を大きく取り上げる必要があるんじゃないかと思っている。

全体から見たらこの3町村は人口3万人に足りないので、特例で市にはならないけれども、これから向かう方向としては、人口を増やしていく、そのための一つの方法としては、新しい企業の創設というのは難しいので、例えば年金生活者にこちらで住んでいただけるような、そういう施策も必要ではないかと、そういうことによって一つの団地づくりができれば、そこで産業の創出もできるし、仕事もできる。やはりそういうことは仁淀川を中心とした住み良い環境のいいところであれば、大変魅力を持っていただけるし、その中で我々の町はISO14001の国際基準の町であるということもアピールできるし、本当に人情と環境のいいところであるので、そういうところの文句をもう少し大きく入れたらどうかと思っているので、そういうところの言葉をもう少し強く出したらというのが提案である。

曾我部義晴：将来構想の案の中で建設計画と財源について聞かせていただこうと思っていたが、詳細に説明していただいたので、質問ではないが、簡単に意見を述べさせていただきます。

新町将来構想策定委員会から答申が出された新町将来構想は、3か町村の長期にわたる総合振興計画を基本として、新町の将来を展望したあるべき姿の道しるべとして微に入り細に入り行政全般にわたって網羅された基本構想であると、私は見ている。今後、新町建設計画の策定にあたって大きな指針になるであろうと思うものである。

事務局の説明のとおり、市町村の合併特例に関する法律の第3条第1項及び第5条に基づく新町建設計画を作成して、知事に協議をしなければならないと法に明記されている。

新町建設計画は新町のマスタープランとして作成されるものであり、住民や議会に対して合併後のビジョンを示し、合併の適否の判断材料としての機能を有するものである。合併に伴う様々な財政計画は、この新町建設計画を基にされるものであり、盛り込まれている事業にのみ適用されるものであると、市町村の合併特例に関する法律の第11条第1項には、地方交付税の額の算定の特例、及び同法第11条第2項地方債の特例等に明文化をされている。

そこで、会長に質問をしたいが、新町の建設計画をどのように早急に策定されて行かれるお考えか、その辺とあわせて新町の建設計画に伴うところの年次的な財政計画について、事務局では先ほど検討中というお話であったが、その辺についてお尋ねしたい。

県の合併支援室長に質問をしたいが、議長よろしいか問う。

議長：はい、どうぞ。

曾我部義晴：県から合併市町村に対して交付される合併推進交付金について何カ年にわたり何億円交付される見通しかをお尋ねしたい。

会長（議長）：建設計画と財源、どのように策定していくのかといったご質問であった。建設計画の中には、合併特例債が、10年間で94億円という試算が出ているが、それを10年間でどういったふうに割り振りをしていくのか、これはあくまで3分の2の補助金と3分の1の借金であるので、全て使っていくのかどうなのか、また、3町村の今の財政、地方交付税で賄っている財政が国が4%とか10%カットしながらも一定まだ入ってくる。こういった財源も含めて主な事業、そして普段から行っていかなければいけない事業、それと福祉的な事業、そういったものをさびわけて行くことになる。

建設計画もこれから事務局の方をお願いをしながら、財政シミュレーションを10年後、20年後の借金がどんなになっているのか、そういう作業も事務局にしてもらわなければならないので、いつやるかと言われると3月までには一定方向性が出ると、3月というのはそれぞれの自治体で合併を決定する時期であるので、それまでにはお示しできるというふうに考えている。

隅田合併対策室長：新しいまちづくりについて県から支援する交付金の件について県の方からお答えをさせていただく。

昨年11月に合併支援プランといって県版を出している。その中で新たな試みとして、新しいまちづくり支援交付金という制度を県単独の予算で構えている。対象は平成17年3月までに合併した市町村に、新しいまちづくりを支援する交付金という形で交付をするということである。

県の財源だけでやっていくということで、基本的に算定については基礎額と加算額という2段になっている。基礎額は市町村数に概ね1億円を掛ける。仮に3町村であれば3億円がベースになる。加算の方は2種類あって、一つは面積などの加算、もう一つは公債費の負担の格差が大きいところに着目をする加算という2種類を設けている。いずれもそれぞれの加算の上限額を2億円で考えている。それをいくつかの段階に分けてそれぞれ各地域の法定協議会、新たな組み合わせの中で、例えば役場からの距離とか人口密度とか、或いはその借金の差がどれくらいあるのかという指数を用いて何段階かで加算をしていくということになると思う。

具体的な額については正式に要綱を出していないので申し上げにくいですが、少なくとも3億円をベースに加算額上限額が2億円ずつであるので、一番多く適用される条件になれば7億円までいくということになる。低い場合でも、最低加算は1億円くらいはあるので、今の段階では、だいたい5億円から7億円の範囲でということでも申し上げたいと思う。

なお、これをいつから実施するかということね合併した新たな市町村に対して交付していくということで、仮に新町が16年度にできたとしたらそれに即対応できるよ

うにしていきたいと考えている。ただ、県の方も単独予算で財政状況が非常に厳しい状況であるので、3年間にわけて実施させていただきたいと考えている。昨年の11月の段階で、その当時の組み合わせで全部試算をすると90億円くらいいるようになっており、1年間ではちょっと難しいので3年間くらいにわけて、この地域ですとだいたい5億円から7億円の範囲で対応させていただくことになると思う。

できるだけ早く、今年度末くらいには要綱をまとめたいと思っている。

曾我部義晴：この用途については規制されたものはあるかどうか。

隅田合併対策室長：用途については特に指定はしないが、これを作ったときの指針説明では、高知県のいろんな地域の合併については、周辺となる地域も多い。そういう周辺となる地域に対する手だてを中心に使っていただきたい。できればそういう趣旨に合うような使い方をしていただけたらありがたいが、厳密には、新しい町でそれぞれお考えいただくことになるかと思う。

曾我部義晴：会長が10年間で94億円ということをおっしゃったが、今、国の方で三位一体ということを行っているが、補助金の減額や、また地方交付税の改正に伴う減額、そこの辺りは考えずに今の時点で94億円と考えてよいか。

会長（議長）：交付税は年々下がってきている。これは三位一体の一つである。補助金も下がってきているのが事実である。ただ、94億円は国が示した特例債であるので、94億円が削られるということはニュースとしてまだ入っていない。

土居内計画班長：会長、少しよろしいか。94億円だが、正しくは10年間に行われる標準全体事業費、事業費が94億円ということで、この事業費の95%に合併特例債が適用されるということになるので、89億数千万円ということになるので、一部訂正させていただく。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：ないようであれば、この新町将来構想案についてはいったん骨子等についてもご承認をいただき、県また皆さま方のご意見等を踏まえた案への追加、又は修正を行っていくということでした承願えるか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第22号 新町将来構想の策定については原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：午後3時38分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後3時50分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：協議第23号 特別職の身分の取扱いについて〔協定項目第11号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

氏原事務局次長：特別職の身分の取扱いについて 三役の身分の取扱いについて、教育委員会委員の身分の取扱いについて、選挙管理委員会委員の身分の取扱いについて、固定資産評価審査委員会委員の身分の取扱いについて、監査委員の身分の取扱いについての5項目につき資料に基づき順次説明する。

三役の身分の取扱いについては「 町長のほか常勤の特別職として、助役及び収入役を置く。 任期は、各法令の定めるところによる。（選任の日から４年間）職務執行者については、３町村の長が別に協議して定める。」という調整方針案を、教育委員会委員の身分の取扱いについては「 委員の数は５人とし、常勤の教育長を置く。 新町の職務執行者が臨時に選任する委員は、旧３町村の委員であった者の中から伊野地区３人、吾北地区１人、本川地区１人を基本とし、３町村の長の協議により定める。 職務執行者が招集する初の教育委員会は、平成１６年１０月１日に開催する。」という調整方針案を、 選挙管理委員会委員の身分の取扱いについては「選挙管理委員会については、地方自治法施行令第４条の規定に基づき、３町村の選挙管理委員会委員であった者の互選により、伊野地区２人、吾北地区１人、本川地区１人を基本とし、平成１６年１０月１日の合併日に新町の選挙管理委員会委員を定める。さらに、平成１６年第１回新町議会臨時会又は平成１６年第１回新町議会定例会において、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行って定める。」という調整方針案を、 固定資産評価審査委員会委員の身分の取扱いについては「 委員の定数は３人とする。 新町の職務執行者が選任する委員は旧３町村の委員であった者の中から、伊野地区１人、吾北地区１人、本川地区１人を基本とし、３町村の長の協議により定める。 新町長が選任する委員は、新町の町長就任日に同一の３人を委員に選任する。 委員は新町設置後、最初に招集される議会の同意を得て正式に選任する。」という調整方針案を、 監査委員の身分の取扱いについては「委員は、新町長就任後、最初に招集する議会に監査委員の選任についての同意議案を提案し、議会の同意後就任するまで空白期間とする。」という調整方針案をそれぞれ提案させていただいているので、ご協議をお願いします。

議長：質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：質問がないことを確認し、協議第２３号について原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第２３号 特別職の身分の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第２４号 町、字の区域及び名称の取扱いについて〔協定項目第１８号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

北川計画班員：３町村の町、字の区域及び名称の現況、留意事項、関係法令等について資料に基づき説明する。

「現在の『伊野町・吾北村・本川村』を『いの町』に置き換え、町、字の区域及び名称については従前のとおりとする。」という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いします。

議長：質問はないか問う。

筒井静一：吾北村の場合、「上八川」が大字という説明があったが、小分けをすると「小申田」、「連行」、「柿藪」など昔ながらの大字がある。これを考えてみると甲乙に統一するということになると、その固有名詞がなくなるということになるが、行政的にはこの字はもう使用しないのかどうか、その点お伺いしたい。

筒井総務課長：「小申田」とか「連行」というのは、字ではない。部落の名称である。
住居表示に使う大字は「上八川甲、乙」とかいう形である。住民票の表示はこのよ
うな表示になっている。土地台帳は「上八川下分、上分」というような表示になっ
ている。

今、言われた部落名は、従来どおり部落名として使用するということになる。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：質問がないことを確認し、協議第 2 4 号について原案のとおり同意することに異
議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第 2 4 号 町、字の区域及び名称の取扱いについては原案
のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第 2 5 号 町村立学校等の通学区域の取扱いについて〔協定項目第 2 3 号 -
5〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

天野推進班長：資料中のそれぞれの数字については、高知県教育委員会が行っている 5
月 1 日現在の学校基本調査に基づく数字であるので現状と若干の相違があることを
お断りしたうえで、3 町村の小、中学校の学校名、所在地、学級数、児童数、教員
数、職員数、通学区域、通学バスの運行について資料に基づき順次説明する。

説明中、資料 2 3 ページ、中追小学校の通学バスの運行等欄の「その他補助有」を
削除し、2 2 ページ、神谷小学校の通学バスの運行等欄に「その他補助有」の追加
訂正をお願いする。

「小・中学校の通学区域は、現行のとおりとするが、児童・生徒の希望により弾
力的な運用に努める。通学バスの運行等は、現行のとおりとする。」という調整
方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いする。

議長：質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：質問がないことを確認し、協議第 2 5 号について原案のとおり同意することに異
議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第 2 5 号 町村立学校等の通学区域の取扱いについては原
案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第 2 6 号 広聴広報関係事業の取扱いについて〔協定項目第 2 3 号 - 6〕を
議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

上田推進班員：資料中「公（おおやけ）聴」を「広（ひろい）聴」に、また広報誌の発
行の配布方法欄、本川村「部落長」を「部落部長」に訂正願い、広報誌の発行、地
区懇談会、区長・部落長会、行政放送、ホームページの開設の 3 町村の現状につ
いて説明する。

「広報紙は、新町においても発行するものとし、希望者への配布については合併
後調整する。地区懇談会、区長・部落長会については、新町において調整して実
施する。防災行政無線による放送については、新町においても当面現行どおりと

する。ホームページは、新町の発足と同時に立ち上げる。」という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いする。

議長：質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：質問がないことを確認し、協議第26号について原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第26号 広聴広報関係事業の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

《その他》

議長：「その他」についてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

別役総務班長：第7回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程及び協議事項についてについて説明する。協議事項については、調整作業の進捗状況により、若干変更がある場合もあることを了承願う。

“によぞうさんとこのかちゃんのご意見箱コーナー”については、このコーナーを設けた経緯について、住民アンケートの情報提供に関するご意見の中に寄せられた「意見を述べて返信できるようなハガキを添付したりして、広く住民の意見を募るのはどうか」というご提案を取り入れさせていただき、より広く住民の皆さまのお声をお聴きできるように4月発行の第3号の協議会だよりから、ご意見箱コーナーとして始めたこと、合併に関係のないご質問や法人や個人を指しての誹謗や中傷などについては、除いて掲載してあることについて説明する。

また、協議会事務局にはこの他にメールでのご意見、ご質問も寄せられており、これらについては事務局として回答できるものは、できるだけ速やかに回答、返信をするように努めていることを申し述べる。

議長：質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：質問がないことを認め、その他について終了を宣告する。

何か他のご意見はないか問う。

浜田孝介：確認をさせていただきたい。

私は、議員定数等検討小委員会のメンバーであるが、5月または6月に小委員会としての検討結果をまとめるようにということで、自分なりに鋭意検討してきたわけであるが、この件についての結論は秋以降でいいのか問う。

その情報は、私は聞き得ていないが、冒頭、例の公開質問状に対する協議会長のお名前での回答のと、ご返答のところに「議員定数等については、今秋予定の町政懇談会等住民との意見交換会後に結論づけるものとする」と、またご返答で、そのご意見というのはおそらく町政懇談会のご意見のことだと思うが、「そのご意見等を参考にして、小委員会の考えを取りまとめます。」と書いてあるが、私は、小委員会のメンバーとしてその情報を全然知らないにも関わらず、こういうことが出ているというのは手続き上、若干問題があるのではないかと。

会長（議長）：5月の協議会の中で、小委員会の委員長さんの方からもう少し時間がほしいといったことが、皆さん方に承認をされた。その後、いろんなグループからの

公開質問状等が出てきた。それが会長宛に出てきていたので、私はまず一旦は小委員会の方に付託をしたわけである。そこで小委員会の委員長副委員長の意見によって、もう少し延ばしたいという話があったので、ちょうど伊野、吾北、本川が7月から秋にかけて住民説明会を行う中で、そういった意見も聴いてみたいといった話があったので、そうしたら12月頃までにしようといったことで、委員長、副委員長、協議会長の中で話をしたものであって、委員の皆さま方にお知らせをしてなかったといったことは、小委員会の委員長、協議会の会長共々お詫びを申し上げる。

○浜田孝介：了解した。情報はもっとタイムリーに流していただきたい。

○議長：他にないか問う。

○佐藤廣志：報告事項であるが、町村合併が進行する中、3町村の老人クラブ連合会の初めての会合を7月11日午前10時から、場所は未定であるが伊野町内の予定で開催することに決定したのでご報告申し上げます。

○議長：他に質問がないか問う。

○委員：なしの声

○議長：熱心なご意見をいただいたお礼と、これでまた3町村の合併が大きく前進したものと確信している旨申し述べ、第6回協議会の閉会を宣告する。

【5 閉 会 午後4時31分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 15年 7月 25日

議 長

浜田 昭

署名委員

井上 敏雄

署名委員

森川 森次